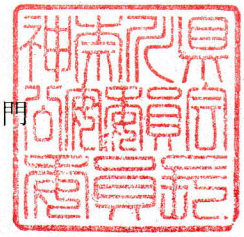
神奈川県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和８年10月23日

神奈川県公安委員会

委員長　　外郎　藤右衛門



１　合意した者

(1) 相鉄バス株式会社

(2) 神奈川県公安委員会

(3) 海老名市長

(4) 関東運輸局長

２　旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	所在地
海老名駅	海老名市中央１丁目１番１号
勝瀬小宝児童遊園	海老名市勝瀬220番１号
海老名総合病院	海老名市中新田439番地１
えびなこどもセンター入口	海老名市中新田399番地１
海源寺	海老名市中新田１丁目533番地１
海老名高校前	海老名市中新田493番地１
みずほ団地前	海老名市大谷813番地
海老名市役所	海老名市勝瀬175番１号

３　２に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

２に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用（調律及び訓練走行を含む。）に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
相鉄バス株式会社	道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定対象外となる自動運転バスの実証実験運行	海老名市における自動運転による路線バス実証実験

４　２における３の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

停車又は駐車の期間は、令和８年11月１日から令和９年２月18日までの運行時間内に限るものとする。